

## ○金ケ崎町ネーミングライツ事業実施要綱

令和元年12月27日告示第147号

### 金ケ崎町ネーミングライツ事業実施要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、町の所有する施設又は町が実施するイベント等（以下「対象施設等」という。）に愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することにより、愛称が命名された対象施設等の魅力及びサービスの向上を図るとともに、町の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 対象施設等に条例等で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利をいう。
- (2) ネーミングライツスポンサー 前号の権利を取得した民間事業者等（以下「スポンサー」という。）をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 スポンサーにネーミングライツを付与し、当該スポンサーからその対価を得ることをいう。
- (4) ネーミングライツ料 スポンサーからの対価をいう。

#### (基本的な考え方)

第3 ネーミングライツ事業は、対象施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツによる愛称決定後、町長は愛称を積極的に使用するが、条例に規定する施設等の名称については変更しないものとする。

#### (対象施設等)

第4 ネーミングライツ事業の対象施設等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

ただし、町長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

- (1) スポーツ施設、文化施設、公園など、町が所有する公共施設又はその一部等
- (2) 町が主催して実施するイベント等

2 対象施設等の選定は、町長が行う。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制

度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。）の場合は、町長と指定管理者が協議の上、町長が選定するものとする。

（愛称の条件）

第5 ネーミングライツにより命名される愛称は、次の条件を満たすものとする。

（1）対象施設等の愛称としてふさわしく、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものであること。

（2）次のいずれかに該当しないこと。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの

オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

（3）第三者の商標権、著作権等第三者の権利を侵害するものではないこと。

（費用負担区分）

第6 町長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、町ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、スポンサーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長とスポンサーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

3 契約期間満了及び契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とする。

（スポンサーの資格要件）

第7 次の各号のいずれかに該当する民間事業者等は、応募できないものとする。

（1）各種法令に違反している者

（2）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、金ヶ崎町暴力団排除条例（平成24年金ヶ崎町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する者

- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止、営業許可の取消、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者
- (6) 町税等を滞納している者
- (7) その他事業者として適当でないと認められる者  
（契約期間）

第8 契約期間は、原則として3年から5年とし、更新を妨げないものとする。

（スポンサーの募集）

第9 スポンサーの募集は、原則として公募により実施することとし、募集に際して必要な事項は、別途、募集要項に定めるものとする。

- 2 募集期間は、原則として1か月以上とし、町ホームページや広報紙等への掲載、報道機関への資料提供等、多様な広報媒体を活用して幅広く周知するよう努めるものとする。
- 3 募集期間を終了しても応募がなかった場合は、当初募集条件のまま期間を延長するか、若しくは募集要項に定める条件を見直し、再度公募に付すことができるものとする。

（審査委員会の設置）

第10 スポンサーの選定にあたり、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、副町長、総合政策課長、財政課長、税務課長、住民課長、商工観光課長及び教育次長をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を置き、副町長がその任にあたる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、第2項の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。
- 5 委員長は、会務を総理し委員会の議長となる。
- 6 委員会に副委員長を置き、財政課長がその任にあたる。
- 7 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき第5項に定める職務を代理する。

（会議）

第11 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会は、次の各号について審査を行い、スポンサーの適否及び優先交渉順位を決定する。なお、応募者が1者の場合であっても、委員会において、スポンサーとしての適格性等を審査するものとする。

(1) 経営の安定性及びコンプライアンスへの取組

(2) 希望する愛称

(3) ネーミングライツ料、期間等の契約条件

(4) 町民サービスの向上及び親しみやすさ

(5) その他ネーミングライツの導入に必要な事項

4 前項の審査にあたり、委員長が必要と認めるときは、委員会に関係職員を出席させ、説明又は意見を求めるものとする。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、適否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員全員の回議を持って委員会の開催に代えることができる。

7 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(契約の締結等)

第12 町長は、優先候補者との調整を経てスポンサーを決定し、契約を締結するものとする。

2 町長は、スポンサーに決定した民間事業等の名称、町有施設等の愛称、ネーミングライツ料等について公表するものとする。

3 契約を締結したスポンサーは、次回の契約について優先的に交渉することができるものとする。

(契約の解除)

第13 スポンサーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、町長はスポンサーの合意を得ることなく契約を解除することができる。この場合において、原状回復等に要する費用は、スポンサーが負担するものとする。

(スポンサーの責務)

第14 スポンサーは、愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第15 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、町長とスポンサー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。